

介護給付費適正化事業年次計画 大曲仙北広域市町村圏組合

令和3年7月30日

□第8期介護保険事業計画において定めている、当組合の介護給付費適正化事業の目標の達成に向けて、年間の実施計画を策定する。
前年度の実施状況を分析し、翌年度の計画に反映させる。

■令和3年度

	令和2年度実施状況	課題等分析結果	令和3年度実施計画
1. 要介護認定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・全調査における保険者調査の実施割合 (5,478件/5,927件、92.4%) ・認定調査票の全調査項目及び特記事項について、全件点検（保険者の点検率100%）を実施。（調査項目の解釈、判断の統一のため） ・調査技術の向上を目的とした、調査員同士での調査同行は、新型コロナウイルス感染症予防のため実施できなかった。 ・「業務分析データ」を専従調査員に回覧。 ・令和2年12月にスキルアップ研修会を開催。（調査の仕方や注意点、特記事項の記載方法についての指導、認定調査技能の向上のため） 【対象：管内居宅介護支援事業所で、令和2年度から新たに調査に従事している介護支援専門員】 ・県主催の現任者研修会に参加（職員及び専従調査員）、県内他保険者と情報交換を行い、専従調査員の定例会議において報告と情報共有をした。 	<p>公正な認定調査のために、</p> <p>①保険者点検・指導の継続及び研修会開催等による、委託調査員の調査技能向上を図る。</p> <p>②「業務分析データ」の活用及び研修等での情報収集により、専従調査員の認定調査の質の向上、認定調査の平準化を図る。</p> <p>以上の取り組みが必要と考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査項目の解釈及び判断統一のため、引き続き保険者による、認定調査票の全件点検を実施。また、専従調査員の定例会議を行い（月1回）情報共有する。 ・「業務分析データ」を活用し、各調査項目の判断にばらつきがないかを確認及び比較、当保険者における課題を把握、検証する。 ・委託調査員の調査技能を向上させることを目的に、保険者主催のスキルアップ研修会を開催する。（年1回） ・外部研修会の参加及び外部講師を招いての勉強会を行い、情報収集及び専従調査員の調査技能の向上を図る。（各年1回）
2. ケアプランの点検	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画どおり、ケアプラン分析システムを活用した対象者の選定を行い点検を実施。小規模多機能型居宅介護のケアマネジャーも対象とした。（18件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給限度額に対する利用率の高い有料老人ホーム入居者の担当ケアマネジャーには訪問介護のサービス利用について検討してもらう機会を提供することができた。今後もケアプラン分析システムを活用し、同様のケアプランについてケアマネジャーに検討してもらえるように機会を提供していきたい。また、ケアプラン点検「受講なし」で「希望あり」のケアマネジャーも対象としていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象の事業所の選定にケアプラン分析システムを活用する。 ※点検対象プランの選定について ①同一法人（グループ法人）内での利用が多い②事業所内で作成しているプランのサービスの種類に偏りがある③要介護度が高いにも関わらず、利用しているサービスが少ない④介護度が低いが限度額いっぱい利用している⑤有料老人ホームに入居し、訪問介護を限度額いっぱい利用している以上①～⑤のケアプランについて実施する。 その他、ケアプラン点検「受講なし」で「希望あり」のケアマネジャーを優先的に対象とする（予定件数 18件）
3. 住宅改修等の点検	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修の点検 事前申請書類において介護保険の給付要件に合致するかどうか確認できなかったケースについて、現地確認を実施（1件 介護保険の給付対象であると判断） ・福祉用具利用実態調査 不適切な福祉用具の利用が考えられる方を対象に聞き取り調査を実施（4件 介護保険の給付対象であると判断） 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修の点検および福祉用具利用実態調査について、点検を行う体制が整い、実施することができた。引き続き、点検・調査をしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 構成自治体または外部のリハビリ専門職等の職員と連携をとり、専門的な意見をもらう。 ・住宅改修の点検 実施方法は前年度と同様に、事前申請書類において介護保険の給付要件に合致するかどうか確認できなかったケースについて、現地確認を実施する。（見込み件数 5件） ・福祉用具利用実態調査 実施方法は前年度と同様に、不適切な福祉用具の利用が考えられる方を対象とする。聞き取り調査項目の見直しを行う。（見込み件数 5件）
4. 縦覧点検・医療情報との突合	<ul style="list-style-type: none"> ・国保連への委託により実施 ・請求に関する介護保険事務所への問い合わせに対しては、指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の効率化につながり、引き続き国保連への委託による実施が適当と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に引き続き、国保連への委託を行うが、事業所の過誤等の問い合わせについては、解釈について説明するなど適切な請求への意識付けを行っていく。
5. 介護給付費通知	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月～12月の要介護認定更新申請の勧奨通知対象者に直近1ヶ月の給付実績を同封し、自分が使っているサービスの内容と費用について確認してもらった。令和3年1月からの対象者には直近3ヶ月分の給付実績を送付。（全送付件数2151件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・過誤の発見につながるようなケースはなかったが、問い合わせが数件あったことから、ある程度の効果はあったと思われる。通知の内容を広くしていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス等を利用している全受給者に年に1回は給付費通知を送付する。 ・令和3年4月～12月の要介護認定更新申請の勧奨通知対象者に直近3ヶ月の給付実績が記載された通知を送付する。 ・上記対象にならなかった受給者には12月末を目途に直近3ヶ月分の給付実績を送付する。